

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

公衆電話ボックス様の造作に金魚を泳がせた 現代美術作品の著作物性を認めたとうえで、 被告作品の著作権侵害を認めた控訴審判決

[奈良地方裁判所 令和元年7月11日判決 平成30年(ワ)第466号] (第一審)
[大阪高等裁判所 令和3年1月14日判決 令和元年(ネ)第1735号] (控訴審)

1. 事件の概要と争点

本件は、「金魚電話ボックス訴訟」などと称され、マスコミ等で広く取り上げられた事件です。控訴人が、被控訴人らの制作・展示に係る美術作品(以下、被告作品)につき、控訴人の著作物である美術作品(以下、原告作品)を複製(翻案)したものであるから、被控訴人らは控訴人の著作権・著作者人格権を侵害したと主張し、被告作品の制作の差止め等および損害賠償を求めた事案です。

原審は、原告(控訴人)の請求をいずれも棄却しましたが、控訴審は後述のとおり、控訴人の請求を一部認めました。

本件では多数の争点がありましたが、本稿では、事案において重要な①原告作品の著作物性(特に創作性要件)、②著作権侵害(特に複製権侵害)の有無のみ取り上げます。

現代美術作品の著作物性や著作権侵害の有無につき、地裁と高裁で判断が分かれた興味深い事例ですのでご紹介します。

なお、本件の被控訴人は組合と個人の2名です。本稿ではそれぞれ、「被控訴組合」「被控訴人」といいます。

2. 両作品を巡る経緯・事実関係

(1) 控訴人は、平成12年12月以降、後記3(1)・(2)の特徴を有する原告作品を、『メッセージ』というタイトルで、美術展等に展示してきました。

(2) 他方、被告作品が制作・展示された経緯はおおむね以下のとおりです。

芸術大学の学生団体「金魚部」は、美術作品『テレ金』を制作して平成23年10月のイベントで展示しました。

その後の平成25年、被控訴人が代表を務める大和郡山市の有志団体「金魚の会」が、金魚部から『テレ金』の部材を譲り受けたうえで同様の作品を制作し、『金魚電話』と名付けて同年10月のイベントで展示しました。

さらに被控訴人は、金魚の会から『金魚電話』の部材を承継して制作した被告作品を平成26年2月22日、大和郡山市内の喫茶店の屋外に設置しました。被控訴組合は、被告作品の展示開始に際し、元ガソリンスタンドであった当該喫茶店の改修等を行い、後に被告作品の所有権を取得して、被控訴人と共に被告作品を展示しました。

(3) 控訴人は、平成24年8月ころ、金魚部による『テレ金』のイベントへの出品に対し、著作権を侵害するとし

て抗議したところ、金魚部は出品を辞退しました。また、控訴人は平成25年12月、金魚の会による『金魚電話』のイベントへの出品に対しても、実行委員長と被控訴人に抗議しました。

3. 原告作品と被告作品の対比

(1) 原告作品と被告作品の共通点は、①公衆電話ボックス様の造作水槽(側面は4面とも全面がアクリルガラス)に水が入れられ、水中に赤色の金魚が50～150匹程度泳いでいる、②公衆電話機の受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、受話部から気泡が発生している点です。

(2) 原告作品と被告作品の相違点は、①公衆電話の機種(原告作品は控訴人が一から制作。被告作品は実際に使用されていた電話ボックスの部材を利用)、②公衆電話機の色(原告作品は黄緑色、被告作品は灰色)、③電話ボックスの屋根の色(原告作品は黄緑色、被告作品は赤色)、④公衆電話機の下にある棚(原告作品は1段で正方形。被告作品は2段で上段が正方形、下段が三角形に近い六角形)、⑤ボックスが水で満たされているか否か(原告作品は上部にいくらか空間を残している

が、被告作品はボックス全体が水で満たされている)です。

4. 第一審の判断

(1) 原告作品の著作物性について

第一審は、「公衆電話機の受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、受話部から気泡が発生している」〈前記3(1)②〉という原告作品の特徴について、「多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須となる」ところ、「公衆電話ボックス内に通常存在する物から気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想である。すなわち、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られる」という理由から、その創作性を否定しました(もともと、結論としては原告作品の著作物性自体は肯定)。

(2) 複製権侵害の有無について

第一審は、既存の著作物に依拠して作成された著作物が、著作権の保護が及ばない部分において同一性を有するにすぎない場合は、著作物の複製に当たらないとしたうえ、原告が同一性を主張する前記3(1)の共通点は著作権法の保護の及ばないアイデアにすぎないとして、複製権侵害を否定しました。

5. 控訴審の判断

(1) 原告作品の著作物性について

控訴審は、著作物(2条1項1号)につき、思想または感情を「創作的に表現したもの」といえる必要があるこ

とを強調し、「創作性」については「創作者の何らかの個性が発揮されたものであることを要する」として、思想・アイデアの表現がただ一つ、あるいは相当程度限定されている場合は、「誰が表現しても同じか類似したものにならざるを得ないから、当該表現には創作性を認め難い」と述べました。

そして、前記3(1)①の原告作品の特徴については、「斬新なアイデアを形にして表現したもの」としつつ、「電話ボックスを水槽に見立てる」アイデアにつき、「表現の選択の幅としては、入れる水の量をどの程度にするかということしかない」としました。また、金魚を水中に泳がせるアイデアについては、「泳がせる金魚の色と数の組み合わせによって、様々な表現が可能である」としつつも、原告作品における表現は、「水槽である電話ボックスの大きさとの対比からすると、ありふれた数といえなくもなく、そこに控訴人の個性が発揮されているとみることには困難」としました。結論として、これらの点の創作性は否定しました。

他方、前記3(1)②の原告作品の特徴については、第一審と異なり、「人が使用していない公衆電話機の受話器はハンガー部に掛かっているものであり、それが水中に浮いた状態で固定されていること自体、非日常的な情景を表現しているといえるし、受話器の受話部から気泡が発生することも本来あり得ないことである。そして、受話器がハンガー部から外れ、水中に浮いた状態で、受話部から気泡が発生していることから、電話を掛け、電話先との間で、通話をしている状態がイメージ

されており、鑑賞者に強い印象を与える表現である。したがって、この表現には、控訴人の個性が発揮されているというべきである」としました。そのうえで、「電話ボックス様の水槽に50匹から150匹程度の赤色の金魚を泳がせるという状況のもと、公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生しているという表現において、原告作品は、その制作者である控訴人の個性が発揮されており、創作性がある」とし、結論として原告作品は美術の著作物に該当する旨判示しました。

(2) 複製権侵害の有無について

控訴審は、著作権の複製(2条1項15号)および翻案の定義につき、最高裁判決を参照しつつ述べたうえ、両作品の共通点と相違点を対比して、「被告作品は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分の全てを有形的に複製しているといえる一方で、それ以外の部位や細部の具体的な表現において相違があるものの、被告作品が新たに思想又は感情を創作的に表現した作品であるとはいえない。そして、後記……のとおり、被告作品は、原告作品に依拠していると認めるべきであり、被告作品は原告作品を複製したものということができる」と判示し、結論として複製権侵害を認めました。

原告作品への依拠については、①「被控訴人……は、遅くとも平成25年12月までに、原告作品のを知り、かつ、これについて美術家である控訴人が著作権を主張していることも知ったと認められる」こと、②被控訴人らは、

金魚部が制作した『テレ金』を承継したのみならず、自ら被告作品を制作した制作者といえること、③「金魚部の学生が制作した『テレ金』も、原告作品に依拠したものであると推認することができる」こと等を根拠として、「被控訴人らは被告作品を制作するに当たり原告作品に依拠したと認めることができる」と判示しました。なお、上記③の推認できることの根拠として、「創作性の根拠となった共通点……を備えたものが独立して制作されることは経験則上ない」「『テレ金』制作に関わった人物たちは、美術を専攻する者であったことを考えると、原告作品を紹介する媒体やこれに関する情報に接する機会が多い」などを挙げています。

6. 考察

(1) 著作権法で保護される「著作物」は、思想・アイデアを「創作的に表現したものである」ことが必要です。特定のアイデアの独占を認めると、当該アイデアに基づく多様な表現の創出を妨げる弊害があるとの価値判断から、アイデアそれ自体は著作権法で保護されません。具体的な表現となって初めて「著作物」として保護の対象となります。ただし、事案によってアイデアと表現の区別が難しい場合もあります。

(2) 「著作物」となるためには、「創作的」な表現であることも要求されます。「創作的」といっても、高い独創性、芸術性までは不要で、「何らかの個性が現れていればよい」と解されており、近年では、「創作的」＝「表現に選択の幅があること」、すなわち「ある作品に著作権を付与しても、なお他の者

には創作を行う余地が多く残されている」ことと解釈する見解(中山信弘『著作権法』〔第3版〕pp.70～71)が極めて有力です。本事案においても、両判決共にこの見解を採用しています。

(3) 原告作品は、斬新な形状を自らデザインしたというより、既存の素材の選択と組み合わせの仕方が斬新という側面が強い現代美術作品といえます。かような作品は、素材の選択や組み合わせ自体がいかに斬新でも、アイデアと評価されるか、仮に表現と評価される部分があったとしても、表現の幅に選択の余地が乏しいとして創作性が否定されるケースも多いと考えられます。

控訴審が、原告作品の要保護性自体を認めつつも、保護すべき表現ないし創作性の範囲を限定したことは、後発者に対し多様な表現の可能性を確保させる意図に基づくものでしょう。

(4) 著作権侵害の要件の一つである「依拠」とは、「他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いること」(前掲p.709)です。依拠せず独自に制作したものであれば、結果的に類似の作品となっても、侵害とはいえません。依拠性は、先行著作物を知らなければ到底創作できないと思われる部分の類似性、先行著作物へのアクセスの可能性・容易性等の間接事実によって判断されます。控訴審も、かかる観点から、依拠性について判断しています。

(5) 依拠性につき、被控訴人らは、被告作品は金魚部が制作した『テレ金』を承継したにすぎず、自らは制作者でないうえ、金魚部の『テレ金』も原告作品に依拠していない旨主張しました。原告作品に依拠せず合法的に制作された作品の所有権を譲り受けたにすぎず、被控訴人ら自ら再製したものでないとの趣旨の主張と解されます。

これに対し控訴審は、「電話ボックス様の造水水槽に水を入れ、金魚を泳がせ、受話器を水中に浮かせた状態で固定してその受話部から気泡を発生させる」作業を被控訴人らが共同して行ったことを強調し、被控訴人らを制作者と認定したうえで、原告作品に依拠したと認定しました。上記作業を行ったことをもって、単に『テレ金』の所有権を譲り受けたにとどまらず、「有形的に再製」(2条1項15号)したとの評価を与えたものと思われま。また、前記のとおり、金魚部の『テレ金』も原告作品に依拠したと認定しました。

本事案で仮に『テレ金』が原告作品に依拠したといえず、かつ、被控訴人らが『テレ金』を何らの作業も要しない状態で単に譲り受けていたとすれば、著作物性や類似性は認められるが依拠性がないとして、反対の結論になっていたと思われま。著作物性、依拠性と複数の高いハードルを超えて侵害の結論を導いた印象的な判決といえます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定(1級・統計数理、準1級)取得。